

大学における文献複写と著作権の問題についての見解

平成2年6月12日

国立大学協会
学術情報特別委員会

近年、著作権の正当な評価とその擁護の重要性の認識が高まり、欧米諸国においては、著作権の集中処理機構が設立されて活動し始めている。これらの動きと歩調を合わせて、我が国においても文献複写に関わる著作権の集中処理機構として「複写権センター」が近く発足しようとしている。

言うまでもなく、著作権の権利は十分に尊重されるべきであり、文献複写に関する集中処理機構が我が国に設立されることは大いに望ましいことである。しかしながら、複写権センターの発足を間近に控えて、学術研究上極めて重要な地位を占める文献複写と著作権処理との関係について、関係者の間で見解が必ずしも一致していないことについては、重大な関心を払わざるを得ない。この問題については、著作権法の基本精神に遡って慎重に検討することが必要であり、また、今日では、複製機器を用いた文献複写が大学における研究・教育にとって不可欠な要素になっている実態を考えると、著作権者の権利を擁護しつつ、なおかつ、我が国の学術研究並びに教育の発展を阻害することのないような方策が強く望まれるところである。

大学において行われる文献複写は、大学図書館による文献複写サービスとそれ以外のものに大別できる。前者は、著作権法第31条によって著作権の適用除外に該当することが明確に規定されているが、文献複写サービスに関連した具体的事項で著作権法に基づく解釈が必ずしも明確でない点もあり、それらの諸点をめぐって、これまで大学図書館関係者と複写権センター関係者との間で協議が重ねられてきた。その協議の中で「大学図書館間の文献複写サービス」に関する事項について複写権センター側と大学図書館側の見解に相違がある。大学図書館間の相互協力に立脚した「大学図書館ネットワーク」の構築は、我が国における今後の学術の発展に不可欠なものであり、現在、それを目指して関係者が多大の努力をしていると

ころである。大学図書館間文献複写サービスは、正に大学図書館ネットワーク整備の根幹をなすものであり、著作権法の解釈にあたって大学図書館ネットワークの形成とその円滑な運営を阻害しないように配慮することが特に望まれる。

大学における文献複写の中で、図書館以外で行われるものについては、著作権の侵害に該当する範囲がこれまで必ずしも明確ではなかったが、複写権センターの設立への動きの中で、昭和59年に行われた改正により、第30条に「公衆の利用に供する自動複製機器による複写」は著作権の適用除外から外すと規定されたことによって、大学における文献複写で大学図書館の文献複写サービス以外はすべて著作権侵害に該当することになったという見解も学外から出されている。

一方、学術的文献の著作者であり利用者でもある大学の研究者は、非営利的な研究・教育機関に属する研究者がその研究のために学術的文献の複写を行う場合には、複写行為が図書館職員によって行われるか、研究者自身ないしはその依頼を受けたものによって行われるかを問わず、著作物の公正使用の範囲にあり、著作権の侵害には該当しないと考えてきた。とりわけて、著作者として元来著作料を全く期待していない学術的文献に関しては、そのような観念が広く定着している。

我が国の著作権法では「非営利的研究のための複写」を明確な形では取り上げていないが、著作権法第30条で著作権の適用を除外している「個人的使用」には、大学の研究者による研究のための複写をも含んでいると思われ、同様な精神が我が国の著作権法にも生きていると理解してきたのである。このことに関しては欧米の大学の研究者も同様な見解をもっており、米国等の著作権法では、非営利的研究機関の研究者による文献複写が著作権の除外に該当することが明文化されている。非営利的研究のための複写は著作物の公正使用の範囲内にあるとする解釈は、国際的にも確立されているものと言えよう。

さらに、学校その他の教育機関において教育を担当する者がその授業のために使用することを目的とする場合には、必要と認められる範囲内において複製が許容されるべきであろう。ただし、この場合にも当該著作物の

種類、用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の権利を不当に侵害することにならないように配慮しなければならない。大学の授業は多様であり、どのような場合にこの要件に該当するかは必ずしも明確ではなく、今後検討を要するところであろう。

冒頭に述べたように、著作者の権利は十分に尊重されるべきであるが、大学の教育・研究において極めて重要な要素になっている学術的文献の複製を基本的に著作権の侵害に該当するとみなすことは、我が国の学術の発展の障害になるばかりでなく、著作物の公正使用についての国際的慣習にも反することに留意すべきである。先にも述べたように、非営利的な研究・教育機関における文献複製は原則として著作物の公正使用の範囲内にあり、著作権の適用除外に該当することが著作権法に明記されているような世界の趨勢の中で、複製権センターの発足を間近に控えて、著作権法の基本精神に遡って学術研究と文献複製との関係を考慮することなく、専ら実務的観点から大学における文献複製に関わる著作権料徴収が議論される傾向があることには深い憂慮の念を覚えるものである。

大学における文献複製の中には、明らかに公正使用に該当しない部分もあるので、図書館による文献複製サービス以外のものを全て著作権侵害とする見解を受け入れて、複製権センターと大学が「文献複製に関する包括契約」を結んだ方が問題の処理が簡単であるという見解もありえよう。しかしながら、知的所有権や著作権の問題は、国際的視野に立って処理することが要請される性格の問題であり、また、学術研究推進の要請と著作者の権利保護の接点に関する国としての認識の根幹に関わる問題でもある。著作物の公正使用とは何かという根本問題に遡って大学における学術文献複製の今後の取扱いを慎重に検討することを関係各方面に強く要望するものである。